

不利益処分に関する処分基準 個票

上下水道局 下水道建設課

不利益処分の内容	水洗便所への改造義務に違反した者に対する改造命令
根拠法令等及び条項	下水道法第11条の3第3項及び第4項
根拠条項	下水道法第11条の3第3項及び第4項
参考事項	
設定等年月日	昭和33年 4月24日設定 平成23年12月14日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象となる者 公共下水道の供用開始日から3年以内に水洗便所に改造しなかった者（相当の事由があつて改造していない時は、対象にならない場合もあり）</p> <p>2 処分内容 水洗便所への改造命令</p>